



こんにちは



Vol.13 令和6年9月

みなさんこんにちは！旭陽ランチの河野(かわの)です。9月は認知症月間です。認知症について知り、認知症について家族や友人と語り合い、これからの暮らしについて考えてみましょう。

ご存じですか？9月は認知症月間です

令和6年1月1日に施行された認知症基本法の中で、9月21日を認知症の日、9月が認知症月間と定められました。



認知症とは、主に脳に起こる病気や変化が原因となり、もの忘れをはじめとした生活に支障をきたす状態のことです

認知症になっても、服薬や生活環境の改善、周囲の対応などで症状が改善することも多くあります。



認知症が進行すると、金銭管理、書類管理、各種手続きが苦手になります。そんなときは本人の権利を護るための制度があります。

◎日常生活自立支援事業(大阪市では「あんしんさぽーと」といいます)

本人が契約を結ぶ能力がある場合に利用ができます。

福祉サービスの利用の援助や、日常的な金銭管理の援助などを行います。

◎成年後見制度

判断能力が不十分な状態になった場合に、家庭裁判所に申し立て、その方の状態に合わせて、「補助人・保佐人・後見人」が選任されます。選任されると、財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約等)を行います。



あなたの友達が認知症になったらどうしてあげたいですか？

あなたが認知症になったらどうしてほしいですか？

身近な人と一度話してみましょう

【発行元】旭陽ランチ(旭陽地域総合相談窓口)

旭陽ランチについてはこちら



大阪市旭区高殿5丁目10-7

06-6953-8511

(担当:河野)